

保育料の徴収基準額の設定について

(H27.2.24 飯山市子ども子育て会議資料)

1 保育料徴収基準額表

前回、事務局案（庁内調整前）をお示してご意見を伺いましたが、その際の大きなポイントとは、「3歳未満児（3号認定）については大幅に減額されており、保護者は非常に助かる」、「3歳以上児（2号認定）については、上がっている人もいるが、できるだけ上がる人が少なくしてほしい」という2点でした。

近隣他市等の情報も入る中、更に検討の結果、階層区分は16を維持することした他、3歳以上児についてもできる限り上昇する人を少なくするための調整を行い、その分を極端に低く設定していた3歳未満児の方を調整して全体のバランスをとることとしました。

2 所得税と市民税

新制度では、保育料算定の基準が今までの所得税額から市民税に変更になります。このことにより、国は負担が大きく変わらないような配慮の基に階層設定を行ったとしていますが、それでも年少控除がなくなったり、その他の控除などの仕組みが違っていることから、同じ所得の人が必ず同じ階層になるとは限りません。

飯山市においては、階層区分を細かく設定したことにより、大半の世帯は減額となるはずですが、上昇してしまう方も発生することになります。

3 今年度は4月と9月の2回保育料を改定

今回の改正で、保育料の改定は毎年9月1日とされました。このことは、6月に市民税が確定し、それを受けて改定の事務を進めることから、遡って適用することがないように配慮されたものです。

これにより4月から8月の保育料は、平成26年度課税（平成25年中の収入）の市民税額により、9月から翌年8月の保育料については平成27年度課税（平成26年中の収入）により決定することになります。そのため、今年度は4月に所得税から市民税に変更した保育料を決定し、改めて9月に1年間分の保育料の決定をすることになります。

4 保育料の減免

国の制度における多子同時入所における軽減については、国の制度と同様の減額率を、飯山市の保育料に乗じることとします。（2人同時入所の2人目は半額、3人同時入所の2人目は半額、3人目は無料）

母子・障害者等についての軽減は、国は基準額から1,000円を減額することとしていますが、飯山市においては現状どおり2,000円を減額するものとします。

また、平成23年度から、飯山市においては同時入所に関わらず、第3子以降であれば保育園保育料を全額免除、幼稚園の保育料は全額補助（第3子以降の保育料無料化事業）を行っておりますが、これについても引き続き実施いたします。

5 特別保育関係の保育料

特別保育関係の各保育料については、現在の料金を基本として、近隣他市の状況を踏まえて料金設定を行いました。

特に、休日保育については、父母共に休日に勤務あるいは介護等によって、恒常的に保育が困難な方が利用することになるため、月平均5回の利用となると、通常の保育料の他に負担が必要であることから、極力低額となるよう設定しました。

平成27年度飯山市保育料徴収基準額表（案）

（1号認定）

階層	所得区分	国の 推定年収	教育・1号				
			現行			国の基準	市の基準
			保育料	奨励費	実負担		
幼				第1子			
1	生活保護		24,500	20,900	3,600	0	0
2	市民税所得割非課税	～280万円	24,500	13,500	11,000	3,000	3,000
3	市民税 所得割額 77,100 円以下	～410万円	24,500	7,800	16,700	16,100	16,100
4	// 211,200 円以下	～740万円	24,500	4,200	20,300	20,500	20,500
5	// 211,201 円以上	740万円～	24,500	0	24,500	25,700	25,700

（2号、3号認定）

階層		所得区分	国の 推定年収	保育・2号（3歳以上）					保育・3号（3歳未満）					標準差額	2標準差額
国	市			現行	国の基準	標準時間	短時間		現行	国の基準	標準時間	短時間			
幼	保					軽減率	国×軽減率 (標-国差額)				軽減率	国×軽減率 (標-国差額)			
1	1	1 生活保護		0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	0	
	2	2 市民税均等割非課税	～260万円	6,000	6,000	0.70	4,200	4,200	8,000	9,000	0.80	7,200	7,200	0	4,200
2		3 市民税所得割非課税	～280万円	12,000	16,500		8,700	8,500	14,500	19,500		12,400	12,200	200	4,500
	3	4 市民税 所得割額 48,600 円未満	～330万円	20,000	16,500	0.80	13,200	13,000	24,000	19,500	0.90	17,600	17,400	200	4,500
		5 差額 14,400 63,000 円未満		20,000	27,000		16,000	15,600	24,000	30,000		20,800	20,400	400	2,800
3		6 14,100 77,100 円未満	～410万円	20,000	27,000		18,800	18,400	24,000	30,000		23,900	23,500	400	2,800
	4	7 19,900 97,000 円未満	～470万円	20,000	27,000	0.80	21,600	21,200	24,000	30,000	0.90	27,000	26,600	400	2,800
		8 21,000 118,000 円未満		27,500	41,500		24,100	23,500	40,500	44,500		29,900	29,300	600	2,500
		9 24,000 142,000 円未満		27,500	41,500		26,600	26,000	40,500	44,500		32,800	32,200	600	2,500
	5	10 27,000 169,000 円未満	～640万円	27,500	41,500	0.70	29,100	28,500	40,500	44,500	0.80	35,600	35,000	600	2,500
4		11 42,200 211,200 円未満	～740万円	31,500	58,000		31,000	30,100	51,500	61,000		38,000	37,100	900	1,900
		12 43,799 255,000 円未満		31,500	58,000		32,900	32,000	51,500	61,000		40,400	39,500	900	1,900
	6	13 46,000 301,000 円未満	～930万円	31,500	58,000	0.60	34,800	33,900	51,500	61,000	0.70	42,700	41,800	900	1,900
		14 47,000 348,000 円未満		35,500	77,000		36,700	35,500	53,500	80,000		45,400	44,200	1,200	1,900
	7	15 49,000 397,000 円未満	～1,130万円	35,500	77,000	0.50	38,600	37,400	53,500	80,000	0.60	48,100	46,900	1,200	1,900
5	8	16 0 397,000 円以上	1,130万円～	37,500	101,000	0.40	40,400	38,800	55,500	104,000	0.50	52,000	50,400	1,600	1,800

保育料算定根拠が市民税に変更になることの影響

(1) 所得税方式から住民税方式に変更

算定根拠の税目が所得税から住民税（市民税）へ変更になることにより、超過累進課税制度（5，10，20，23，33，40％）から一律6％となる。

⇒ これまでは、夫婦の収入が均等である世帯が、夫婦いずれかに収入が偏っている世帯より税金が低く抑えられていた。

ケース 1

父：正社員（年収 731万円）、母：正社員（年収 594万円）

世帯収入 1,325万円 子ども 2 人の世帯

<現 行>

父：所得税 247,300円、母：所得税 209,900円、【合計 457,200円】＝ 国基準第 7 階層

<改正後>

父：所得割 250,600円、母：所得割 186,800円、【合計 437,400円】＝ 国基準第 8 階層

ケース 2

父：正社員（年収 878万円）、母：育児休業（年収 10万円）

世帯収入 888万円 子ども 2 人の世帯

<現 行>

父：所得税 452,900円、母：所得税 0円、【合計 452,900円】＝ 国基準第 7 階層

<改正後>

父：所得割 312,000円、母：所得割 0円、【合計 312,000円】＝ 国基準第 7 階層

(2) 年少扶養控除の取扱いが変更

平成22年度税制改正で廃止された16歳未満の子に対する年少扶養控除について、平成26年度分の保育料算定まではこれを加味して算定していた。

⇒ 多子世帯はこれまで1人当たり38万円が控除されることによって、税額が低く抑えられてきた。ただし、市民税特有の年齢を問わない扶養者数による非課税限度額等による影響により負担が増えないケースもある。

ケース 3

父：正社員（年収 486万円）、 母：パート（年収 44万円）

世帯収入 530万円 小学生以下の子ども 3 人の世帯

<現 行>

父：所得税 39,800円、 母：所得税 0円、 【合計 39,800円】 = 国基準第 4 階層

<改正後>

父：所得割 136,400円、 母：所得割 0円、 【合計 136,400円】 = 国基準第 5 階層

ケース 4

父：正社員（年収 313万円）、 母：パート（年収 10万円）

世帯収入 323万円 子ども 1 人の世帯

<現 行>

父：所得税 40,100円、 母：所得税 0円、 【合計 40,100円】 = 国基準第 5 階層

<改正後>

父：所得割 74,800円、 母：所得割 0円、 【合計 74,800円】 = 国基準第 4 階層

(3) 保育料が上がる世帯と下がる世帯はケースバイケース

このように、単に所得税から市民税に移行するだけでなく、その他要件変更によって税額は上下することとなる。

また、国の所得税から市民税へ移行した階層表の税額は、夫・妻（所得税非課税）・子ども 2 人という 4 人家族をモデルとして設定したものであるため、これに当てはまらない世帯は異なる階層になる可能性がある。

さらに、その国の階層表を細分化する市の保育料表では、2 階層以上の動きがあるケースも出てくる。

⇒ 各世帯の保育料の移行がケースバイケースとなっている中で、保育料調定総額の予測は困難であり、これまで税制的に優遇されていた世帯の保育料が上がる可能性はあるが、世帯収入を比較すると、新基準の方が現行よりも公平性が高いとも言える。

平成27年度 特別保育利用料等（案）

【延長保育料】 単位：円／30分

H26	
月 額	800
12日以内	400
日 々	400／1回



【H27案】	
月 額	800
12日以内	400
日 々	100／30分

【休日保育料】 単位：円／1日

H26	
3歳以上	4時間 8時間
3歳未満	

実施なし



【H27案】		
	標準時間	短時間
3歳以上	1,300	1,000
3歳未満	1,600	1,200

【一時保育料】 単位：円／1日

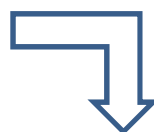
H26		
	4時間	8時間
3歳以上	850	1,700
3歳未満	1,150	2,300



【H27案】		
	4時間	8時間
3歳以上	800	1,600
3歳未満	1,100	2,200

【ひとり親世帯等の軽減】 単位：円／1月

H26					
	3歳以上		3歳未満		減免額
	基準額	軽減後	基準額	軽減後	
第2階層	6,000	0	8,000	0	全額
第3階層	12,000	10,000	14,500	12,500	2,000



【H27案】									
	3歳以上（2号認定）				3歳未満（3号認定）				減免額
	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		
	基準額	軽減後	基準額	軽減後	基準額	軽減後	基準額	軽減後	
第2階層	4,200	0	4,200	0	7,200	0	7,200	0	全額
第3階層	8,700	6,700	8,500	6,500	12,400	10,400	12,200	10,200	2,000
第4階層	13,200	11,200	13,000	11,000	17,600	15,600	17,400	15,400	